

第6章 生徒指導の進め方 II 個別の問題を抱える児童生徒への対応 第5節 暴力行為（生徒指導提要P169～P172）

1 暴力行為の予防に向けた取組

(1) 基本的な考え方

暴力行為は、「いかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が不可欠です。

(2) 指導体制の確立

- 各学校段階においては、あらかじめ暴力行為となる内容や程度などを具体的に定める。
- 学校における教育理念や方針に基づいて暴力行為に対する一定の指導基準を明確にする。
- 管理職のリーダーシップにより教員間の協力体制を整えて、教職員が暴力行為に協働して対処していく校内の指導体制を確立する。

(3) 多面的・客観的な個別理解

個別事案に対して的確に対応していくためには、一人一人の教員が生徒指導に関連した法律の知識や教育相談の技法などを学び、児童生徒を多面的・客観的に理解する枠組みを持って指導に活かしていくことが求められます。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど異なる視点を持つ職員から専門的助言を求めることにより、暴力行為の前兆の発見や早期対応を図ることも大切なことです。

(4) 規範意識の育成

暴力行為を予防するためには、学校や学級のきまりを守るなどの身近なことや自分たちが住む社会の法律を守る意味と重要性などを中心に継続的指導を進めていくことが大切であり、この活動を通じて自分を律していく力と判断する力を身に付けることが教育目標となります。

〔暴力行為の予防という視点から規範意識の育成にかかわる活動〕

- ①人権尊重・正義感や公正さ・命の大切さ・被害者の視点などを取り上げた教育活動
- ②他者とのかわり方など社会性を身に付ける取組
- ③体験学習やボランティア活動、地域社会と連携した取組

2 暴力行為が発生した場合の対応

暴力行為が発生した場合、あらかじめ作成したマニュアルや指導基準に基づいた対応が行われることとなりますが、深刻な暴力行為に対しては、個々の事例に即した的確な判断と十分な教育的配慮のもとで出席停止や懲戒なども含めた措置を講じる必要があります。

〔暴力行為が発生した場合の対応の基本〕

- ①緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応）
- ②当事者（加害者と被害者）への対応と援助、周囲への指導
- ③正確な事実関係の把握
- ④指導方針の決定
- ⑤役割分担による指導と対応策の周知
- ⑥保護者、PTA、関係機関等との連携

3 保護者・地域・関係機関との連携

- 暴力行為の予防としては、地域における非行防止ネットワークの形成による情報交換、対応が難しい事案に対する相談、外部講師による非行防止教室の開催などの取組が挙げられます。
- 学校だけで解決が困難な状況や専門家の介入が必要な場合には、サポートチームの結成や単一機関への援助依頼をするなど連携を進めることが問題の早期解決につながるようになります。

※生徒指導提要は、平成22年3月に文部科学省から発行され、各学校に配布されています。